

平成31年度 平川市 幼稚園等入園のしおり

～幼稚園、認定こども園の幼稚園機能を利用したい方～



◎申込みの前に必ずお読みください。

はじめに

平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。市が中心となって、子育てを社会全体で支える仕組みを目指します。

1. 概要

【幼稚園等の目的】 ○幼稚園等…幼稚園、認定こども園の幼稚園機能

幼稚園等とは、小学校以降の教育の基礎をつくるために、幼児期の教育を行う施設です。3歳の誕生日を迎えた子どもであれば入園できますが、預けられる時間は保育所等よりも短く設定されています。

幼稚園等に入園できる子ども ⇒ **満3歳以上の子ども**
 保育所等に入所できる子ども ⇒ 0歳～5歳の、保育が必要な子ども

【幼稚園等を利用するための認定（支給認定）】

「支給認定」とは、子どもの年齢や保護者の就労などに応じて市が客観的に審査し、3つの認定区分のいずれかに認定するものです。一部の幼稚園の利用を除き、教育・保育施設を利用する場合は、必ず支給認定を受けていただくことになります。

※原則として、申請してから30日以内に支給認定証または支給認定通知書が交付されますが、4月入園の方の認定証等の交付時期は3月中旬を予定しています。

支給認定の区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 小規模保育施設など

【支給認定の期間について】

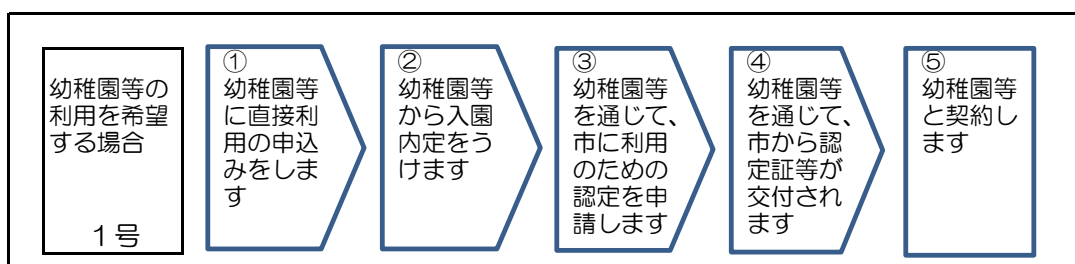
1号認定の支給認定期間は、小学校就学前の3月末までです。

2. 手続きについて

【入園申込みについて】

入園申込みの手続きの流れについては、次のとおりです。

- ①利用の申込み
 - ・・・幼稚園等に直接利用の申込みをします。
 - ※必要に応じて、市が利用の支援を行います。
- ②幼稚園からの入園内定
 - ・・・定員超過の場合等には、施設による選考（面接等）が行われます。
- ③支給認定の申請
 - ・・・**支給認定申請書**を提出します。**添付書類**が必要な方は添付書類もあわせて提出ください。
- ④支給認定の認定
 - ・・・③の申請から30日以内（4月入所の方は3月中旬）に、支給認定証または支給認定通知書が交付されます。
 - ※③④は、入園内定を受けた施設を経由して行います。
- ⑤利用施設と契約
 - ・・・保護者と施設で契約を行います。



【支給認定申請書に添付する書類について】

下記のいずれかに該当する場合、提出が必要です。

要件	提出対象者	提出が必要な書類
1月2日以降に平川市に転入している	父母（家計の中心が祖父母の場合は祖父母も必要）	所得課税証明書 （支給認定申請書にマイナンバーを記入することで、所得課税証明書の提出が省略可能です。）
同一世帯に障がいのある方がいる	障がいのある方	身体障害者手帳、療育手帳など
離婚協議中（離婚調停、裁判等）につき父母が別居している	児童と同居する父または母	調停期日呼出状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書など、離婚協議中であることが分かる書類
生活保護を受給している	申請する子どもの属する世帯	保護決定通知のコピー等

【保育料について】

保育料は、入所する子どもと同一世帯に属し、同一生計である父母の市民税額の合計で決定されます。

ただし、家計の中心者が父母以外（祖父母）の場合は、その方の課税額も合算します。

※保育料決定のために必要な事項について、市の担当者が世帯や税の情報を確認します。

4月以降の保育料は**4月中旬**に、9月以降の保育料は**8月下旬**にお知らせする予定です。

①平成31年4月～8月の保育料	・・・30年度市民税額から算定（29年1月～12月の所得が反映）
②平成31年9月～32年3月の保育料	・・・31年度市民税額から算定（30年1月～12月の所得が反映）

※法改正等により、変更になる場合があります。

平川市では、申請により第2子以降のお子さんの保育料を無料としています。

※要件を満たしていない場合、該当とならない場合もあります（保育料を滞納している等）。

【その他申請・届出が必要なものについて】

以下に該当するときは、認定申請中・認定後に関わらず、別途申請・届出が必要となります。
 (必要な書類等はお問い合わせください。)

- ①保護者の就労等により保育が必要になったとき（支給認定区分の変更）
- ②住所、氏名、連絡先等が変わったとき
- ③確定申告や修正等で市民税額に変更があったとき
- ④支給認定証を破損・紛失したとき（再発行）
- ⑤市外へ転出するとき
- ⑥利用施設を変更したいとき

●教育を利用できる施設一覧

平成30年11月1日現在

No.	公・私	施設類型	施設名	所在地	電話番号
1	私	幼稚園 (新制度)	平賀幼稚園	荒田上駒田158-2	44-3111
2	私	幼保連携型 認定こども 園	平賀保育園	本町平野45-1	44-3078
3	私	幼保連携型 認定こども 園	高城こども園	高畑熊沢164-3	44-3121
4	私	幼保連携型 認定こども 園	こども園あらか	新屋平野13-1	44-3170
5	私	幼保連携型 認定こども 園	からたけこども園	新館東山102-2	44-8222
6	私	幼保連携型 認定こども 園	尾上保育園	原上原24-6	57-3330
7	私	幼保連携型 認定こども 園	はすね子ども園	猿賀明堂139-1	57-3430
8	私	幼保連携型 認定こども 園	日の出こども園	南田中北原58-86	57-3431
9	私	幼保連携型 認定こども 園	平川中央こども園	柏木町東田65-2	44-2624
10	私	幼保連携型 認定こども 園	大坊こども園	大坊前田137-2	44-3120
11	私	幼保連携型 認定こども 園	碓ヶ関中央こども園	碓ヶ関鯨森92-1	45-2001

※施設の見学や、行っているサービスについては、各施設へ直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】

平川市役所子育て健康課子ども支援係 0172-44-1111 (内線1151・1152)

